

■整備に伴い必要な例規改正等

＜条例＞		改正内容
■多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例		・ 19～28 条の見直し ・ 新 BI (コワーキング) の追記〔開館日、開館時間、使用申請、利用料金、許可、貸出会議室（規則との調整）〕 ・ 14 条別表第 1 の改正 ミーティングルームの削除
＜要綱等＞		改正内容
■多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則		・ 新 BI（コワーキング）の追記等
■多治見市タジコン創業者フォローアップ補助金交付要綱		・ タジコン実行委員会・タジコンサポート隊の記載検討
■多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則		・ 第 2 条に起業支援ルーム・コワーキングを除く を追加 ・ 別表（企業支援ルーム・コワーキング）追加
■多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則		・ 新 BI（コワーキング）の追記
■多治見市補助金等交付要綱		・ 別表追加：新補助金 ・ 別表補助金削除 3 一般商工業振興対策事業 3 新商品開発支援事業 4 副業・兼業人財活用支援事業
■（仮称）経済活性化支援補助金		・ 新設
■多治見市新商品開発支援補助金交付要綱		・ 廃止
■多治見市副業・兼業人財活用事業支援補助金交付要綱		
■多治見市新事業創出基盤施設運営委員会設置要綱		